

平成27年（ワ）第9715号 損害賠償等請求事件

原告 学校法人大阪経済大学

被告 吉井康雄

第1準備書面

平成27年12月8日

大阪地方裁判所第24民事部合議2係御中

原告代理人弁護士 神田知子



第1 原告の主張

1 損害額について

裁判所の釈明に従い、以下のとおり、損害額の明細を主張する。

2 名誉権侵害

インターネットにおける名誉権侵害の不法行為の数は、掲示板であれば1投稿、ブログであれば1記事のように、最小単位で捉え、数えることができる。

訴状記載のとおり、本件ブログでは、少なくとも19個のウェブページにおいて、原告の名誉権を侵害する記事が投稿されている。

法人としての原告が被った無形の損害は、少なくとも1個の不法行為あたり金30万円としても、 $19 \text{個} \times 30 \text{万円} = 570 \text{万円}$ をくだらない。

3 業務遂行権侵害

訴状で主張のとおり、業務遂行権侵害は法人従業員に対する人格権侵害を取り込んだ概念であるから、業務遂行権侵害による無形の損害については、各従業員に対する慰謝料額を基準に算定することになる。

本件大学の従業員数は、教員数152名、職員数114名、非常勤講師数424名であるところ、少なくとも精神的苦痛を慰謝するに足る金員は、教員1名につき5万円、職員1名につき2万5000円、非常勤講師1名につき1万円をくだらない。

ゆえに法人としての無形の損害は、 $152名 \times 5万円 + 114名 \times 2万5000円 + 424名 \times 1万円 = 760万円 + 285万円 + 424万円 = 1469万円$ をくだらない。

4 守秘義務違反による不法行為

被告が守秘義務違反によりアップロード、公開している音声ファイル（MP3ファイル）、PDFファイルは、少なくとも10個以上ある。

法人として被った無形の損害は、少なくとも1個あたり金30万円としても、合計で金300万円をくだらない。

5 結論

以上の計算から無形の損害を合計すると、金2339万円をくだらない。

よって訴状では、少なくとも金1500万円はくだらないものとして、これを請求している。

以上